

外務委員会議録第十五号

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 仲内 憲治君

理事 足立 龍郎君 理事 佐々木盛雄君

新井 京太郎君 植原悦二郎君

大村 清一君 菊池 義郎君

北澤 直吉君 澁谷雄太郎君

飛嶋 繁君 中山 マサ君

西村 久之君 山本 利壽君

戸叶 里子君 林 百郎君

成田 知巳君 黒田 壽男君

出席國務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員 外務政務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君

(大田官房長) 外務事務官(大田官房長) 三宅喜二郎君

官房審議室長 入国管理庁長官 鈴木 一君

外務事務官(入国管理庁審判調査部長) 鈴木 政勝君

委員外の出席者 専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

三月二十九日

委員 福田篤泰君、水田三喜男君及び

守島伍郎君辭任につき、その補欠と

して西村久之君、澁谷雄太郎君及び

新井京太郎君が議長の指名で委員に選

任された。

三月二十八日

在外公館に勤務する外務公務員の給

第一類第五号 外務委員会議録第十五号 昭和二十七年三月二十九日

與に關する法律案(内閣提出第二三六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出第八八号)

外国人登録法案(内閣提出第八九号)

在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律案(内閣提出第一三六号)

○仲内委員長 ただいまより外務委員會を開會いたします。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案及び外国人登録法案を一括議題といたします。質疑を許します。佐々木盛雄君。

○佐々木(盛)委員 私は出入国管理令及び外国人登録法に關連いたしましたし、國籍問題に關してこの際國籍國務大臣の明確な御答弁を要求いたしたいと思ひます。

先般來本委員會におきましてこれらの法案の審議にあたりました、いわゆる朝鮮人並びに台湾人を主とした國籍の問題につきまして、非常に前途を不安が、あるいは憂慮されている向きもあるやうでございます。それらの朝鮮人や台湾人に対しまして、われわれも心情は十分察するに余りあるわけでありまして、従ひまして、この際私は政府の明確な答弁を要求いたしまして、

それらの人々の人心安定にも資したいと考へるわけでありまして。

そこでこの國籍問題に關連いたしましたので、今日まで各委員からあらゆる角度から真剣な質疑が行われておりますのに對して、担当の大臣や政府委員から示されまして答弁を總合いたしますと、國際間の現実の事態にかんがみ、原則的な方針は別といたしまして、実行の面においては何か特別の考慮あるいは便法を考へておつて、不意な混亂を起さないやうに措置をする意向であるというふうに承つて参つたわけでありまして。この際さらにこれら具體的に明確にすることが最も望ましいことであると思ひますので、以下の二点について政府の方針を明確に示されたいと思ひます。

まず第一は、平和條約発効後六箇月後に行われまして登録切りかえの際には、必ずしも國籍證明書の提出を要しない、現在の登録證明書に記載されておる國籍名のままで書きかえを行うことになる、かように承知してよろしいかどうかという点が第一点であります。

さらに第二点は、最近の新聞その他の報道から判断いたしますと、目下行われております日韓の會議の内容につきましては、朝鮮人の永住許可の申請は、平和條約の効力発生後二年以内にすればよろしい。従つて永住許可を受ける者も、しからざる者も、おおむね三年間は、國籍のいかんを云々されることなく、一応在留することが許され

るといふやうな報道もあるわけでありまして。従つてこれらの点につきましては、朝鮮の人々も非常に憂慮しておる点でありますから、この報道のようにあることを私たちも期待をし、希望しておるわけでありまして、この際政府はどうかより日韓會議でどのような結果に到達するかということにつきましては、輕々に予測はできないところであると思ひますが、政府の日韓會議に臨むにあつて有するこの國籍問題に對する所信というものを、この際明確にしておいていただきたいと考へるわけでありまして。まず以上の二点につきまして、この際明確な御答弁を要する次第であります。

○岡崎國務大臣 政府としては、今まで長い間平穩に國內に暮しておりました、日本人として待遇されておつた人々が、今回國籍を変更することになるわけでありまして、長い間の日本と朝鮮の間の緊密な關係にもかんがみまして、不必要な混亂とか不必要な損害を與へることは、極力避けようといふつもりであります。従つて今佐々木君のお話のように、國籍問題等は原則は國際慣行でござつておるものでありますから、これを曲げるわけには行きませんけれども、實際の取扱ひにおいては、できるだけ不必要な摩擦を避ける、そして長い間日本に對して功績のあつた朝鮮人の過去の状況も考慮に入れまして、できるだけ便宜をはかる、こゝういふつもりでおるのが根本の考え方でございます。

そこで今お話の二点であります、第一点につきましては、登録の切りかえが約六箇月以後に行われるわけになると思ひますが、そのときは今お話のように、登録證明書という今までの書類に記載されてある國籍名で、そのまま切りかえを行うということになり、またしよと考へております。それから第二点であります、これはただいま御承知のように日韓會議が進行中でありまして、この會議の内容に對してこゝで言明するといふ段階に至つておりませんが、今お話のやうな趣旨のことに大体方向は向いておると申し上げてさしつかえないと思ひます。政府の考え方大体お話のやうな筋合ひでありますから、おそろしくいふやうになるであらうと考へております。

○北澤委員 ただいまの佐々木委員の質問に關連してお尋ね申し上げたいのであります。日本が世界各國と善隣友好を樹立するに際して善隣外交といふことは、吉田内閣の基本政策であると私は思ふのであります。従ひまして、終戦以前から日本人として長く日本におられました朝鮮の方々につきましては、このいわれる善隣外交の根本方針から取扱つていただきたいと思ひますが、この外務委員會における質疑を通じてわかりましたことは、この登録の切りかえは、日本における韓國代表部の證明書等もなくして行けるといふことでありますので、その点問題がないのであります。ところがいよいよ

と考へるわけでありまして。そこでこの國籍問題に關連いたしましたので、今日まで各委員からあらゆる角度から真剣な質疑が行われておりますのに對して、担当の大臣や政府委員から示されまして答弁を總合いたしますと、國際間の現実の事態にかんがみ、原則的な方針は別といたしまして、実行の面においては何か特別の考慮あるいは便法を考へておつて、不意な混亂を起さないやうに措置をする意向であるというふうに承つて参つたわけでありまして。この際さらにこれら具體的に明確にすることが最も望ましいことであると思ひますので、以下の二点について政府の方針を明確に示されたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 政府としては、今まで長い間平穩に國內に暮しておりました、日本人として待遇されておつた人々が、今回國籍を変更することになるわけでありまして、長い間の日本と朝鮮の間の緊密な關係にもかんがみまして、不必要な混亂とか不必要な損害を與へることは、極力避けようといふつもりであります。従つて今佐々木君のお話のように、國籍問題等は原則は國際慣行でござつておるものでありますから、これを曲げるわけには行きませんけれども、實際の取扱ひにおいては、できるだけ不必要な摩擦を避ける、そして長い間日本に對して功績のあつた朝鮮人の過去の状況も考慮に入れまして、できるだけ便宜をはかる、こゝういふつもりでおるのが根本の考え方でございます。

よ日本に永住の許可を求める場合には、韓国代表部の証明書が何かなければ、できないというふうなわけに、説明を聞いていたわけでありました。ところが御承知のように、朝鮮の動乱はまだ解決されておらず、従いまして、いつ朝鮮の動乱が終結して朝鮮に統一政府ができるかというこの見通しは、まだできないのでございまして、そういう状態でありまして、日本に在留する朝鮮人の方で、現在戦争しておる二つの政府のどちらかに對して、はつきり忠誠を誓うということをするに、まだ日韓会談の進行中でありまして、まだ日韓会談の代表者の考えをきめるにつきては、いろいろ事情があると思つております。従いまして、永住の許可を得る場合に、韓国代表部に行つて向うから証明書をもらうということにつきましても、いろいろ考える点もあると思つております。が、理想から申しますと、永住の許可を得るのは、朝鮮の方々の希望では、朝鮮に統一政府ができて、その証明書によつて永住許可の手續ができるのだ、こういうことではあります。が、これがいつごろになつたらできるか今のところ見通しがないのであります。そこで政府といたしましては、この出入国管理令の今度の法案の第二條の六におきまして、別に法律で定めるところによつて、たとえば今後二年間とか三年間とかいう期間を置いて、その間に永住許可の手續をすればいい、こういうふうな考へておられるのであります。が、一体永住許可の手續をとる期間であります。大体三年くらいとか二年くらいとか政府の腹案があると思つて、二三年としてきめておいても、もしまだそれでも朝鮮の事態が安定しないので統一できないというなら、その

ときにおいてまた考へるというふうな便法もあると思つております。が、この点は日韓会談との関係もありまして、ここで政府として明言はできないかと思つております。が、大体どのくらいの期間を見ておるか。もしその期間内に朝鮮の統一政府ができないうならば、さらにその場合において便法を考へる、そういうふうなお考へがあるかどうか、この点をひとつはつきりしていただきたいと思つております。

○岡崎國太郎大臣 今北澤君のお話のうちに、まだ日韓会談の進行中でありまして、まだ日韓会談の代表者の考えをきめるにつきては、いろいろ事情があると思つております。従いまして、永住の許可を得る場合に、韓国代表部に行つて向うから証明書をもらうということにつきましても、いろいろ考える点もあると思つております。が、理想から申しますと、永住の許可を得るのは、朝鮮の方々の希望では、朝鮮に統一政府ができて、その証明書によつて永住許可の手續ができるのだ、こういうことではあります。が、これがいつごろになつたらできるか今のところ見通しがないのであります。そこで政府といたしましては、この出入国管理令の今度の法案の第二條の六におきまして、別に法律で定めるところによつて、たとえば今後二年間とか三年間とかいう期間を置いて、その間に永住許可の手續をすればいい、こういうふうな考へておられるのであります。が、一体永住許可の手續をとる期間であります。大体三年くらいとか二年くらいとか政府の腹案があると思つて、二三年としてきめておいても、もしまだそれでも朝鮮の事態が安定しないので統一できないというなら、その

えでありますから、もしそういう事態がありますれば、そのときに十分考へし、こゝろを思つておられます。ただこれはむろん平穩に国内で生業を営むに對してでありまして、もし国法を乱したり、自分かつてな行動をするというふうなことがありますれば、これはどうしていい看過できないのであります。これに對しては嚴重な処置を講ずるつもりであります。一般に平穩無事に、法を守つて国内に暮らしております人に対しては、極力保護を與えようと思つております。

○北澤委員 そうしますと、ここに書いてあります「別に法律で定めるところにより」というその法律は、大体日韓会談の話がまとまつたあとでこの法律が出る。その法律におきまして、ただいま大臣からお話がありましたように、日韓会談できまつて、たとえば今後二年とかあるいは三年とかいう期間を置いて、その間に永住許可の手續をとればいいということがこの法律の中にきまつてある、こう思ふものであります。が、ただいまの大臣の説明によりますと、政府におかれても、特に日韓の外交回復を害するとか、日本におきまして破壊的行動に出ようとする者がある、それ以外の善良なる朝鮮人に對しましては、できるだけ好意的な考慮を加える、そうしてそういう方々に必要なら不安を與えるようなことはしない、こういうような大臣の言明をいただいたわけ、われ／＼も安心してゐるわけでありまして、どうぞ政府におかれても、そういう精神で日韓交渉に當ると同時に、在日朝鮮人の待遇につきましても、ただいま申されたように、惡質でない者については、できる

だけの好意的な取扱ひをしてもらいたいということを要望いたしまして、私の質問を終ります。

○仲内委員 黒田壽男君。

○黒田委員 私は、ただいま佐々木委員と北澤委員とがお尋ねになりました点に關連いたしまして質問してみたいと思ひます。なお強制退去の問題につきましても、多少質問を申し上げたいと思ひます。大体において、昨日までの政府側の御答弁と比較いたしまして、きょうは岡崎國務大臣から多少積極的な御意見が示されまして、その点は私どもたいへんよかつたと思ひます。しかしなお多少確かめておきたい点がありますので、御質問申し上げます。

さて、今日日本に在留しておる朝鮮人、台湾人及び中国大陸出身の人々の御心配になつております点は、單に登録を切りかえて、在留資格を一定の期間更新しようという意味での在留の問題ではなくて、永住許可に關する問題、それが最も大きな問題となつておるのであると思ひます。單に在留資格を変更することなくして、在留期間とでございしますならば、国籍證明というやうな問題に觸れることなくして、簡單に従来の登録切りかえということとでございしますと思ひます。永住許可でございしますけれども、永住許可の申請ということになつて参りますと、国籍證明書の提出という問題が起りますので、その点につきましても、昨日まで熱心に政府に對して私も質問をしたのであります。きょうは岡崎國務大臣の御説明によりまして、この問題につきまして一歩前進したと申します。が、解決に向つて相違進んで来たやうでありましたので、ある程度私は

安心できると思ひます。しかしなお念のためにお聞きしておきたいと思ひます。それは、朝鮮人及び台湾人の場合は、在留資格なくして在留し得られる期間及び資格につきましては、別に定める法律によるということになつており、その別に定める法律は、日韓会談等の關係もあるのではつきりしたことは言えないけれども、大体二箇年間ぐらひは余裕があるだろうというやうな大臣のお話であつたように思ひます。すなわち二箇年ぐらひは在留資格なくして、新たに退去を強制せられるやうな理由の発生しない限り、在留することができ、こういう一応の安心ができると思ひます。そうだとすれば、それだけの期間が経過いたします間に、朝鮮問題も何らかの平和的な解決に到達するに違いないと、一応常識上想像されますので、国籍問題等につきましてもそれだけの余裕を與えておいていただきますれば、国籍證明書提出という問題なくして、とにかく二箇年間は在留し得る、その間に朝鮮問題も解決できるから、従つてまた在留問題につきましても、解決できる、その方法が見出される、こう私も考へます。このやうに了解をいたします。そこで朝鮮の人につきましては、これで永住許可申請の問題に關連いたしましての国籍證明問題につきましては、大体一応の安心が行くと思ひます。

そこで次に、中国の人の問題であります。これも実は昨日政府委員といろいろと質疑をかわしまして、大体安心の行く程度の御説明を得たのでありますけれども、念のために國務大臣からも御答弁を伺つておきたいと思ひます。大陸出身の人につきましては、この法律

の改正案によりまして、在留資格なくして滞在し得る期間は、この法律が効力を発せしめた後から六箇月間である、それから、永住許可の申請をする期間は三箇月だ、こういうことになつております。従つて三箇月の間に国籍証明書を付して、永住許可の申請をしなければならぬということになつて来ます。そういったしきと、中国大陸出身の人々には非常に困難な問題が起る。なぜかと申しますと、たとえば日華條約——これは新聞に出たものでありますから、これを引用することは非常に迷惑だと思ふしやるかもしれないけれども、この間も問題になりましたが、読売新聞三月二十六日の朝刊に出ております日華條約の條文の第十一條によりますと、「本條約の適用上中華民國國民とは台湾、澎湖島の住民であつて」と云々ということになつております。そこで國民政府から中華民國國民としての国籍証明書を求められる人々は、台湾及び澎湖島の住民ないしその出身の人に限り、このように解決しなければならぬと思ひます。中国大陸に住んでおります人々につきましては、本條約の適用上は中華民國國民とは称しない。中華民國國民とは台湾、澎湖島の住民であるということになつておりますので、従つて大陸出身の人々につきましては、國民政府から中華民國國民としての国籍証明を得ることができなない。こういうふうに見なければならぬ。別の面から見て、中華民國國民政府の国籍は自発的にとりたくないという意味におきまして、これをとらない人もあるかも知れませんが、そうでなくても、今申しましたような日華條約の條文からいいたしましても、中華

民國國民というのは、台湾、澎湖島の住民でありますから、それ以外の中国大陸に住んでおります者は、この條約上は中華民國國民ではないというふうに取り扱われ、そうだとすると、大陸出身の人が中華民國の国籍証明書をもらうということはできない。そうしますと、結局国籍証明をとることができない。しかも他方、三箇月の間に永住許可の申請をするために、国籍証明書をとりなければならぬ。こういうふうな短期間に限定せられておるのでありますから、そこで何か国籍証明書にかゝる書類をもつてこれにかゝるといふ便法をとつていただかなければ、大陸出身の人々は在留期間の六箇月が経過してしまふと、永住許可の申請ができないという理由で、場合によつては、それが強制退去の理由にされて追放せられるということになる。この改正法ではそうなつておりますので、そういう場合に落ち込むという危険が出て来るのであります。そこで昨日いろいろと私どもは政府委員に質問いたしまして、国籍証明書というやうな公文書でなくとも、何か従来日本に長く住んでおつたといふことの証明される書類があれば、国籍証明書にかゝるものとして申請を交付するといふやうな便法をはかる。入国管理庁長官は、昨日そのやうなお話であつたと思ひますが、私はそれははなはだけつこうなことがあると思ひます。そのやうに外務省令が——この管理令が法律化されるに従ひまして、外務省令も新たに制定されることと思ひますが、その外務省令におきまして、大陸出身の人々が永住許可を申請する場合に、国籍証明書がなくても、他の書類をもつて国籍証明書

にかわるものとして交付する。このことを新たに制定される外務省令の中ではつきりと書いていただきたい。長官は書くといふやうな御言明でありました。私もそれはそれで安心したのであります。私どもは念のために岡崎國務大臣からも承つておきたいと思ひます。これについてまずお答えを願ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これはもう私からお答え申すまでもなく、何べんも繰返して申しておるのであつて、今度の台湾での交渉は、今まで台湾の人々は日本の国籍を持つていたわけでありました。それが今度日本の国籍を失うのでありますから、何か国籍をとらなければならぬ。そこで台湾、澎湖島出身の人々、あるいは居住者は、今度中国国籍をとる、こういうことをきめておるわけであつて、それ以外のことをきめておるわけではない。つまり国籍のなくなる心配のある人に対する規定なのであります。そこで大陸の方の人はわれ／＼の考えでは、それは政府が二つあるか、幾つあるかわかりませんが、中国人として過去何千年来ずっとおる中国人のやうなもの、上にある政府はかわるかもしれないけれども、これは動かかない。そこで中国人は国籍は中国人と考えるのは、常識上当然であります。そこで中国人でこの国内にある人は、国籍証明書といふはつきりしたものはないと想像されますから、従来の資料によつて、日本人でもない、ほかの国の人でもない、中国人であるといふことがわかる程度の資料があれば、これでもつてその資料に基いて、その国籍証明書にかゝて取扱ひをする。むろん

そういう趣旨のことは、外務省令等必要な箇所に掲載いたします。

○黒田委員 きようは質問の最終日になると思ひましたので、念のために大臣からも伺つておきたいと思つたので右の質問をしたのであります。ただいまのやうなお話でありましたので、安心いたしました。そこで朝鮮人、台湾人、及び中国大陸出身の人々の、永住許可申請に関する手続の問題については、私は一応質問を終りたいと思ひます。

そこで次に強制退去の問題につきまして、念のために岡崎國務大臣に御質問申し上げたいと思ひます。私どもは強制退去の問題が起ることは、はなはだ好ましくないことと思ふのであります。たゞいま御説明のありましたやうな方法で、永住の許可が得られ、將來も無事平穩に日本に生活できるということになればけつこうなことだと思ひます。しかし、出入国管理令には、私どもの了解がたいやうなことが、強制退去の理由として列挙せられておりますので、そういう理由で強制退去を受けますやうな場合が起ると、そこに新たな問題が起ると思ひます。これは好ましくないことではあります。が、万一そのようなことが起つたらそれは重大な問題になると思ひます。そこで、お尋ねしてみたいのであります。この強制退去の場合の送還先といつたしまして、第五十三條に「強制退去を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。」といふやうになつております。そこで問題になりますのは、朝鮮人にして大韓民國の国籍を持つていないもの、これは私の伝へ聞くところによりますと、在留朝鮮人のほとんど大部分は、大韓

民國の国籍を持つことを欲しないようです。何人といふことは確かめておりませんが、大体大部分がさうだといふように承つておるのであります。が、さうしますと、大韓民國の国籍を持つていない人が、不幸にして強制退去を受けるやうな問題が発生いたしましたやうな場合には、その者の国籍の属する国に送還されるのであります。さういふ、さう考へなければならぬ、それから、大韓民國に送還されることはなからいふ一つは、中国人の場合であります。中国、大陸出身の人が、強制退去を受けます場合には、台湾及び澎湖島の出身者としての中華民國国籍を持つておる者でないものでありますから、台湾及び澎湖島に送還されるというのではない、さう一応解釈しなければならぬ。それではどこに送られるかといふことは、第二の問題といつたしまし、少くとも今申しましたやうに、台湾及び澎湖島に送られることはない、さう言ふのではなからうかと考へます。何となれば、それらの地域に国籍がないからであります。ところが皆が心配しておりますのは、大韓民國の国籍を持つていない朝鮮人が、強制退去を受ける場合、大韓民國へ送還されるのではないか、この心配がある。それから大陸出身の人が強制退去を受ける場合に、台湾へ送られるのではないかといふ心配があるのであります。私は法文上から申しますれば、さういふことにはなり得ないと思ひますけれども、もしさういふことになつたとき、現在の国際情勢なり、政治情勢なりからいいたしますと、強制退去を受ける人々の生命権の問題にも関するやうなことに

なるのでありまして、万一日本がそのような取扱をするということになつて参りますと、私は人道上から見まして、非常に大きな問題になるかと思ひます。そこでどこに送られるかという事は第二として、繰返して申し上げますが、大韓民国の国籍を有せざる朝鮮人は、大韓民国へ強制送還を受けることは無い、それから大陸出身の人で、中華民國の国籍を持つていない人は、台湾、澎湖島等に強制送還をされることはない、そうであるかどうか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 大韓民国といふ事は、先ほどから申しているように、統一した政府がないという状況が元來おかしいのであつて、われ／＼はそのうちには統一した政府ができるということを期待しております。その間に、かなり時間的にはまだ余裕がありますからして、適當な調整は講じられるものと考えております。しかしこの法文にもありますように、第一項で明らかにこう書いてあります。またそういうことができない場合には、第二項でどうするというのが書いてあります。その法文に従つて行つております。われ／＼はまたここで特に申し上げておけば、大韓民國的に強制送還をされるものは、これはまずつと先のことでありますが、不法に入国した者、それから国内で法を乱した者、この二つに主として限定される。そのほか非常に貧困で、日本國民の税金で長く養わなければならぬというような者は考えなければならぬと思ひますが、主としてそういう問題に限られるのであります。ただ手続的の不備によつて、平

穩無事におゐる人だけれども、何か手続がうまく行かないで強制送還というやうなことはないつもりでおります。従つて強制送還される者に対しては、われ／＼は同情は持たないのであります。同情は持たないのであります。が、どうかといつて、そうむちやくちやをするわけでは、むろんない。そのときの事態に応じて適當な措置を講ずる、こう考えております。

○黒田委員 いろいろとお話を國務大臣から承りましたけれども、私の質問いたしましたことに答へられていない。簡単に答へ願へばよろしいのでございまして、要するに大韓民國の国籍を持たぬ者は、大韓民國へは送られないのだ、大陸出身の人は、台湾へは強制送還を受けるということはないのだ、なぜならば、これらの人々は、それらの地域に対して国籍を持つていないのであるから。そういう国には送られないのだというこゝろをはずり言つていただけばよろしい。そうするとどこへかというこゝろについては、第二項の問題になるのだ、こゝろおつしやつていただけば、それでよろしいのです。ただいまの岡崎國務大臣の御答弁ではその点はつきりしません。要するに私が申しましたやうな人々は第二項の問題になるのだ、第二項の第一号ないし第六号に列挙された国に對し本人の希望により送還されることになるのだ、こゝろいうふうにおつしやつていただけばつこうなのです。先ほども申しましたやうな心配がある、岡崎國務大臣は追放される者には同情しないとおつしやいましたが、これは何の氣もなくおつしやた言葉かもしれません、私もには非常にするべく響いて来るので、それを

心配しておるのであります。強制送還に値するやつは、どんなふうになつてもいいというやうなことで、万一大韓民國の国籍を持つていない人が、大韓民國に送還せられて生命の危険にさらされるというやうなことがあつたら、これは重大な問題である、日本人は外人がどういふ思想を持つておりましたやうかと、外人に對して冷血的態度をもつて対処すべきではない、私も大韓民國に對しあんなに熱い氣持をもつて対処しなければならぬと考えます。そこで岡崎國務大臣は、同情を持たないとおつしやいましたが、そういう心持でおられるから、国籍を持つていない人に送還されるというやうなことが起りほしないかという心配が起るのであります。そこでこゝろやつて私はしつこくお尋ねをしておるのであります。ですから私の指摘いたしますやうな者は、第五十三條第一項の適用を受ける人々ではなくて、第二項の適用になるのだ、こゝろはつきり言つていただけばよろしい。それで問題は解決できるし、私も安心できる。そうしてまたみな安心すると思ひます。私の質問の趣旨はそこにあるのでありますから、どうかそれをお聞かせ願ひたい。

○岡崎國務大臣 政府はむろん法律によつて行つておりますから、この法律の解釈はこの通りであります。ただあなたのおつしやるのは、今二つの政府があるから、そこでそれを前提にして言つておられますが、私の方はそうじゃなくて、もうこゝろいうことが行われる時分には、一つの統一した政府ができるであらうという期待を持つておられるという点で、違ひだけであります。實際の措置は第五十三條なら第五十三

條の法文の通り行つてありますから、何も御懸念はない、またあなたのおつしやるようにイデオロギーが違ひから、大韓民國に北鮮の人が連れて行かれたら殺されてしまふ、そんなばかな話はこの世の中にあり得ないと私は考えております。

○仲内委員長 簡単に、質問だけにしてください。

○黒田委員 どうもしつくりしませう。私は岡崎國務大臣と同じように、朝鮮が早く統一されることを望んでおります。かりに大韓民國政府によつて三十八度線以北鴨綠江東岸まで事實上の支配を受けるようになつて参りますれば、好むと好まざるにかかわらず、そこで一つ問題の解決ができる。あるいはその反対に朝鮮人民共和國と申しますか、そういう名前を持つております別政府が、朝鮮全体を事實上支配するようになりまして、そこでやはり問題は解決するのであります。けれども私が今問題にしておりますのは、そういう解決の行われぬ前に、万一強制退去の問題が起るやうなことがあつたときに、私の考えますやうな心配が起るというこゝろであります。これは現実の問題でありますから、近いうちにおかれわれが理想とする状態が起るのだから、何も現在の場合のことを考えなくてもいいというやうにだけ考えられないのであります。これはほんとうに朝鮮の人々の身になつて私どもも考えてみなければならぬと思ひます。ことに岡崎國務大臣は、思想上の問題などで簡単に強制送還をするというやうなこととはしないとおつしやつておりますけれども、昨日私が指摘いたしましたやうに、強制送還の理由の中には「外務

大臣が日本國の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」というやうなことも最後の締めくくりとして書いてあります。いろいろと数項目にわたつて、どういふ行為をしたならば強制送還の理由になるかということが書いてあります、そのあとにその他「外務大臣が日本國の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」は、強制送還をする」と書いてある。日本の旅券法にはこれに似たやうな言葉が用いられておりますが、しかしその場合は「著しく且つ直接に日本國の利益又は公安を害する行為」というやうなつております。この出入管理令の場合は「著しく且つ直接に」という限定がないのでありますから、非常に広く解釈できる、ある一個の思想を持つておれば、その者がどんなことをやつても、それが日本國の利益に反するといふやうに、あるいは公安を害する行為を行つた、ちよつとしたことでもそういうやうに解釈できるおそれがあるのです。これは私は昨日も申しましたが、非常に悪い條文である、そういう條文があるから朝鮮の人々は心配しておる。そこで私はそういう人々に心配を與えないやうに政府がしていただきたいと思ひます。で、これをお尋ねしておるのであります。一切の仮定論をやめて、法文の上になつて、もう一度繰返しますが、大韓民國の国籍を持たぬ者が、大韓民國及び台灣に送還されることはない、そういう人々は第二項によつて送還されるのである。そうであるかどうか、イエスカノーかというだけのお答弁を願へばそれではつきりします。それでよろしい、ほかのことはおつしやらなくて

返していうように便法は講じますけれども、差別待遇を法律上設けることは、これは基本的人権からいっていいけないのであります。差別待遇は設けません。

○林(百)委員 差別待遇で扱うことは基本的人権を侵害すると言いますが、あなたの方は苛酷な条件だけを同一に扱うので、これは明らかに基本的人権を侵害していると思う。かつて日本人であり、日本で税金を納め、日本の学校で教育を受けているものを外国人として扱う。同じ条件で扱うなら、たとえば行政協定では、軍の工事だといえ、軍人の家族はもちろんのこと、土

建業者にしてもあるいはブローカーにしても、これは全然日本の出入国管理令やあるいは外国人登録令を適用しないじやないか。大きな額をして日本の国をまるで自分の国のようにして自由に出入りさせているじやないか。なぜアメリカ人にも一軍人の家族とか日本の国に工事をするとかあるいは物資の調達をするような人たちにまで一歩譲つて、まるで軍人と同じ取扱いをするということは、ちつともあなた公平な取扱いいじやないと思う。だから岡崎国務大臣は一切の外国人に対して平等な取扱いをすると言うけれども、あなたはアメリカ人に対しては平等どころか、日本人以上の待遇をしている。従来日本の国策のために大きな犠牲を拂つて来た朝鮮や台湾の諸君には、非常に冷遇な取扱いをする。決して私は平等な取扱いいじやないと思う。あなたは平気な顔をしておりますが、このことはやがて四億五千万の中国人の人たちを敵にまわすことになりす。二千万の朝鮮の諸君を敵にまわすことになる

と私は思います。あなたのことを考えても、あなたのためにも私は一生懸命に言っているんです。先ほどから馬耳東風、にや／＼していますが、やがて私の言つたことがあなたに身に付まされて来るときが必ず来ると思ひますから、今にや／＼されていることはけつこうであります。念のためにあなたにこのことを警告しておきます。

その次にお聞きしたいことは、国籍の選択の問題であります。今實際問題として朝鮮に二つの政権があり、それから中国には、今の政府の側でいえば、われ／＼の見解は別でありますけれども、国府政権があり、また北京の政権もある、こういう状態でありす。これは明らかに世界人権宣言の第十五條からいいますと、やはりいづれの国籍を選ぼうとも自由にまかすべきであつて、一方の国籍を選んだからといって、それを事由にしてこれを強制送還するといふような措置は当然すべきでないと思ふ。国籍の選択は完全に自由にすべきであつて、日本にいる朝鮮の諸君が韓国の国籍をとらないからといって、それを理由にして強制送還すべきものでないと思ひます。が、この点について岡崎国務大臣は、世界人権宣言で明確に言つてゐる国籍の選択は自由にすべきだといふことを尊重されるかどうか、これをお聞きしたいと思ふ。といふことは、先ほどの各委員の質問また昨日の各委員の質問、また朝鮮の諸君の気持ちを聞きましても、何も朝鮮の人民共和国を支持するとか、あるいは南朝鮮を支持するとかいうことではなくて、朝鮮に統一した政権ができるまでは、自分たちがたとえば韓国なら韓国の国籍をとるといふこ

とは、母国の統一をそのために阻害することになると思ふのだから、自分の母国に統一の政権ができるまでは、自分たちに一方の籍を選択して、その籍を持たないことで間接強制送還するといふようなことは、やめてもらいたいといふことを言つてゐるのであります。この点について国籍の選択を自由にし、世界人権宣言で保障されてゐるこの権利を十分尊重するかどうか、この点を第二点として聞いておきたいと思ふのであります。

○岡崎国務大臣 国籍をどこかの国籍に強制してとらせるようなことは一切いたしません。自由にいたします。○仲内委員長 林君簡単にお願いいたします。

○林(百)委員 あと二点だけです。国籍の選択は自由と言いますが、そうすると韓国の国籍でなくて、朝鮮人民共和国の国籍をとりたいといふ人たちは、あるいは母国に統一の政権ができるまでは、一方の籍を選ぶといふことはひとつ留保してもらいたいといふ諸君、あるいは台湾、中国の人たちで、北京の政権を支持したいといふ人たちは、こういふ人たちは強制送還するとか、あるいは差別的な待遇とかをしないといふことはあなたここで保証できますか。そうしてくれるならば、それであなたが差別待遇しない、あるいは国籍選択の自由を侵害しないといふことについて私は納得できます。その保証をあなたがここで與えられるかどうか。○岡崎国務大臣 先ほど申してゐるうちに、そういう場合についてはいろいろ便法を講じておる。その便法の内容は先ほど明らかにした通りであります。

○林(百)委員 便法々々と言いますが、昨日からその便法をついてゐるのではありませんが、全然便法の内容がわからないので……。〔だから便法だよ〕と呼ぶ者あり〕便法と言ふと日韓会談と言ふし、日韓会談と言ふと便法と言ふわけですね。昨日から両方で逃げ合つてゐるわけですね。これは政府の苦しいところだと思ひまして、よく衷情はわかります。そこで第三点で私がお聞きしたいことは、日韓会談の諸決定ですが、これは明らかに朝鮮全土に対して統治権を持つてゐる政府とはどうしても事実上言えないと思ふのです。従つて今日韓会談で行われてゐる諸決定については、在日朝鮮人で統一政権ができるまで待たないといふ諸君、あるいは朝鮮人民共和国を支持したいといふ諸君、要するに在日朝鮮人の人たちが全部にはその決定を強制することはできないと思ひますが、この点について岡崎国務大臣の答弁を聞いておきたいと思ふのであります。

○岡崎国務大臣 それは大韓民国政府と国内の朝鮮人との関係であつて、政府としては別に干渉しません。○林(百)委員 そうすると、政府の外人登録令あるいは出入国管理令の在日朝鮮人に対する適用は日本の政府の問題になると思ひますが、これについては、日韓会談でこう決定したからといって、これを在日朝鮮人の諸君の全部に適用させ、それに反する者に対しては強制送還するとかいふような措置は、日本政府としてはしないといふようにあなたの答弁をとつていいわけですか。

○岡崎国務大臣 そこが便法であります。

○林(百)委員 大体はそう出ると思つたのです。日韓会談のことを聞けば便法だと言ふし、便法のことを言えば大韓民国のきめることだと言ふ。ここで結局あなたは便法だとかなんとか言つて鋭鋒を逃がっているのではありませんか。実際は大韓民国の国籍を押しつけて、この諸君を、言うことを聞かない者は韓国に強制送還するといふことはわれわれは想像できるのであります。ただあなたは、日本にいる朝鮮の諸君やあるいは民主的な諸勢力の鋭鋒を避けるために、一片のわずかな良心があるからさういふような逃げ口上をするのじやないかと思ひますが、単法だと思ふのです。便法と言ふならば、具体的に日本の政府の方針はこうだ、これで日韓会談に臨んでゐるというのをはつきりここで言われたらどうなのです。そうでなかつたら便法々々と言つたつて、それはわれ／＼議員を欺瞞することじやないですか。日韓会談の内容を聞けば便法だ、便法を聞けばそれは大韓民国がきめることだと言ふ、結局われわれを愚弄して、便法という言葉の魔術でわれ／＼の国会の審議を欺瞞していることになるのじやないですか。

いくらか私が言つても、あなたの性分は直らないからしようがないと思ひますが、もう少しまじめにやつてもらわなければ困る。あなたは官僚出身だから、言葉の先だけでごまかせば、世の中がごまかされると思つてゐるのだらうが、それは誤りですよ。若い私にあなたがこんなことを言うのもどうかと思ふが、もう少し考えてもらいたい。いくらか聞いても性分は直りませんが、最後に私はお聞きしたいことがある。

これは先ほどの第一問とも関係しておるのでありますが、第一問は、従来日本人であつた中国や朝鮮の諸君に対しては、この適用は除外したかどうかといふことを言いましたが、私はこゝでもう一步譲りまして、少くとも朝鮮に事実上も法律上も完全な統一の政府ができて、その日本国との間に正常な外交関係が成立するまで、せめてそのときまで今の在日朝鮮人の諸君の扱いについては、外国人登録令あるいは出入国管理令の適用を除外するとかいふような特別な便法を講じられれば、在日朝鮮人の悲願の一部を達したことになると思ひますが、その一片の好意すら岡崎國務大臣はお持ちになるのかならないのか。アメリカ人にあれだけ譲歩して、沖繩に原爆の基地まで提供するようなあなただから、せめてわづかなこのくらいのことぐらひは、在日朝鮮人の諸君に聞いてやられる一片の良心がないのかどうか。それだけをお聞きして私の質問を終りたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 沖繩に原爆の基地を提供したという話は私は聞いておりません。(笑)知らないのはあなただけだよと呼ぶ者あり(笑)つまり、統一政府ができるまでの便法といふのが先ほど申し上げる便法で、たとへば、国籍証明書を提出するところの〆の記載してある国籍で通用するのだといふのがつまずく便法であります。その点は先ほど黒田君にも、あるいは佐々木君にもお答えした通りであります。

○仲内委員長 成田知巳君。

○成田委員 簡単に一、二点お尋ねいたします。先ほどの佐々木委員の質問

に対するお答えで、いわゆる便法という意味の内容が大分明らかになつたのですが、二年間は永住許可の申請をしなくても、そのまま朝鮮人は在住できるという御答弁であつたのですが、それに關連しまして、日韓會議が進行中であるから、はつきりしたことは言えないけれども、いふことも答えておられるようであります。私たちが思ひますのに、永住許可を與えるかといふかといふことは、日本の国内問題なんです。日韓會議に左右される性質のものではないと思ひます。岡崎さん自身も認められるように、長年日本に在る朝鮮人といふものは日本のために非常に貢献があつた。こういう人々に永住許可をするという気持があるならば、日本政府自身の意思で、この事實に基いて無條件に永住許可を與えていいのではないのか。何も日韓會議の経過を待つ必要はないと思ひますがどうですか。

○岡崎國務大臣 先ほどの佐々木君の御質問が、日韓會議の内容が推測記事として出ている。それによればといふお話であつたから、日韓會議の内容についてにははつきり言えないと言つておるのであります。永住許可を與えるかどうかといふことは、われ〆の国内の問題であるが、これは、平穩に法律を守つてくれる人で日本に永住したい人は認める、こういうのが原則であります。しかし具体的に言いますと、万が一それが非常に法を犯した場合にどこへ送り返さなければならぬかといふようなことから、国籍の問題も出て来ればいろいろの問題が出て参ります。原則はそういうことです。これはどこまでいふ—アメリカのような移民を制限し

てゐる特殊なところは別ですが、普通はそうです。

○成田委員 従来政府の答弁は、日韓會議の経過に待たなければ、第二條六の内容はきまらない、こういう答弁をしておられたのですが、ただいま岡崎國務大臣は永住許可の問題と日韓會議とは無關係だといふことをお答弁になつた。そうしますと、なぜ二年といふ数字をおつけになるのか。朝鮮の特殊性から考えますと、そういう制限は全部撤廃しまして、当然無條件に永住許可を與える、こういう趣旨に出るのが正しいのではないのか。しかもそれを法律で明確にするのが当然じゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○岡崎國務大臣 私は無條件に何でもどん〆許すといふのじやなくて、たとえばその人間がどこの国籍を持つておるかといふことがはつきりするの、一つの永住許可の條件であります。それは万〆の場合に送り返さなければならぬこともあるかもしれません。いろいろの關係がありますから、そこで日本における朝鮮人なり、あるいは台湾の人なりは国籍を今後失つてしまふ。今までは日本の国籍を持つておつた、それが日本の独立と同時にこれらの地域は日本から離れます。ところが今までは日本の国籍を持つていたけれども、今度は日本から離れて日本の国籍を失うから、何か国籍を持たなければならぬ。そこで今大韓民国政府と、その支配下にある人々に韓国の国籍を持たせるといふ話をいたしておる。いつまでも無国籍ではつておくわけには行かない。しかしすぐあしたからどこの国籍を持つていふわけには行かぬのであるから、そこで一定の期間

を設けて、その間に登録して国籍をとるようになさる。そうしてその上で永住の許可のことを考える、こういうことになるのがあたりまえのことであります。

○成田委員 どの国籍を持たすかといふことは、送還の問題について必要だといふことを言われたのですが、現在日本におられる永住朝鮮人といふものは、朝鮮の人であるといふことはわかつてゐる。單に韓国籍であるか、北鮮の国籍であるかといふことを區別する必要はないので、朝鮮人であるといふことがわかつておれば、形式的な国籍の問題でなしに、無條件に永住許可を與えてしかるべきじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○岡崎國務大臣 わかつてゐるからと申して、やはり登録しなければならぬのであります。またこれに對しては強制送還だけの問題じやありません。朝鮮なり台湾なりの官憲が保護をしなければならぬといふ点も出て来るのであります。いずれにしてもこれはちゃんと登録して、あなたの保護を受けるといふことにならなければいかぬわけでありませう。そこで無條件といふわけには行かないので、どこの国籍のある人だから永住許可を與える—無国籍などといふことは考えるべきでないものであります。しかしただちに今現実の事態として、大韓民国政府は初めは統一政府として生れたはずであつたのであります。一部は地域にはまだ権力の及んでいない、こういう事實は認めなければならぬわけでありませうから、今後六箇月のうちに登録する場合には、大韓民国政府の国籍証明がなくても今まで通り登録ができる、こういう便法

を講じて、だん〆に不便をかけないようにして、この法律に従ふような措置を講じて行こう、こういう意味であります。

○成田委員 今岡崎さんもお認めになりましたように、朝鮮の李承晩政権が完全な統一政権じやない、そのために今便法を考えておるといふ答弁があつたのですが、そういたしますと、その状態が今後続く限り、やはり現在の便法であるところの国籍証明がなくても永住許可を認めて行く、こういう御方針だと解釈してよいと思ひますが、いかがでしょう。

○岡崎國務大臣 そういうことにはなりません。永住許可といふものは一つの国で與える特權であります。これに對して相手の国の国内がまともなものと、相手の国の責任においてまともなものができない、それならこつちがいつまでも永住許可を與えなければならぬといふことはとうてい成り立たないことであります。しかし先ほど申しましたように、長い間日本にいた人で、平穩無事にいた人をいたずらに苦しめるというのはいささかやないのですから、もしかりに何かそういう困難な事態が将来に起るならば、そのときにまた便法を考える、こういうことしか考えられないのであります。

○成田委員 將來の便法といふのは、現在お考えになつてゐる便法と同じだと考へてよろしうございませうか。

○岡崎國務大臣 現在考へておられるのは、ただちにそういう人たちに居住許可を與えるといふ意味じやなくして、一定の時間まで国内に居住することを認めて、その間に事態の治まるのを待つて見よう、こういうことであり

ます。また将来そういうような困難が起れば、またこれを何とかもう少しそれでは先に延ばすとか、何とか考へるよりしかたがないのであります。

○戸叶委員 今の関連して。岡崎国務大臣のお話を聞いておきますと、法案の内容から受けるよりも、もつと人道主義的な立場に立つていらつしやるように私には思われますけれども、法案を見た人には、そういう岡崎さんの誠意のほどは通じないのじやないかと思ふのです。そういう意味におきまして、岡崎さんのお気持のほどを何かこの法案の中に現わしていただきたいと思ふのですが、現わしていただく意思はないかどうか。そしてまたそういう気持が現われているとおしやるならば、一体どこに現われているかを一応聞いておきたい。

○岡崎国務大臣 今回の法律はこの国民にも全部適用する法律でありますから、ここでもつてはつきりした区別をつけるわけには行かないのであります。しかしこの法律の第二條第六項にありますが、「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間」ということになつておる。つまり別の法律、またさらに詳しく言えば、それに基く外務省令というふうなもので、お話のよう考へております。

○戸叶委員 この別の法律ということ私は私も承知したのですが、これが非常に日韓條約と密接な関係があると思ふのです。そうしますと、日韓條約はまだ交渉中ではつきりおつしやれないというお話でございますが、新聞などに発表されたところによりますと、今

の朝鮮國籍を持つてゐる人たちがいろいろ不安を覚える点がたくさんあるのです。朝鮮という國籍を持つておられます。必ずしも朝鮮人民共和國を支持する人たちだけでなくて、朝鮮の統一を願つてゐる人たちがいると思ふのです。そういう人たちの悲願もある程度くんであげなくてはならないと思ふのですが、そういう点から見ますと、どうも別の法律で定めるといふ岡崎国務大臣のいわゆる便法といふものが、何か私どもには適當にこの場をのがれるためによりにしか思われぬのですけれども、その点はどうか。

○岡崎国務大臣 今まで私が申したようなことが、今度つくる法律なりあるいはそれに基く省令なりに出ておられますでしてなれば、私はまたこの委員会に来てつるし上げにあつたのであります。そんなことはできるわけがない。私の申したことはみな速記録に載つておるのであります。そういう趣旨のことをちやんと別の法律に盛るつもりであります。

○仲内委員長 ただいまの両案に関する質疑はこれにて終了することといたします。

午後零時九分休憩

午後零時三十八分開議

○仲内委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省關係諸命令の措置に関する法律案及び多国籍人登録法案を一括して議題といたします。

両案につきましては質疑は終了しておりますので、ただちに討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

○林委員 修正動議があるのです。修正動議をやつてから討論に。

○仲内委員長 それでは成田君。

○成田委員 ただいま議題になつております法案に対して、改進黨を除く野黨各派共同の修正要求の動議を提出いたします。簡単にその内容を申し上げます。

一、一九四五年九月二日以前から引續いて日本に居住し、居住、營業の既得権を持つてゐる在日朝鮮人及び華僑は本法律の適用から全面的に除外する。

一、國籍選択自由に関する世界人權宣言の精神に従ふ。

一、一九四五年九月二日以前から居住してゐる者に対しては、朝鮮の完全な統一政權と日本國との間に國交が行われるまでの既成事實を認める。

一、日韓會議の諸決定は南朝鮮を日本との會議であるゆゑに、右の會議の結果を全朝鮮人に強制するがごとき何らの措置もとらない。

これらの條項を繰り込んで本法案を修正すべしとの動議を提出する次第であります。

○北澤委員 ただいまの成田委員の修正要求の動議は、討論を省略して、ただちに採決されんことを望みます。

○仲内委員長 ただいまの北澤君の動議を採決いたします。北澤君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立多数。よつて討論を省略することに決しました。

それで成田君提出の修正要求の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立少数。よつてただいまの成田君提出の修正要求の動議は否決されました。佐々木盛雄君。

○佐々木委員 私はただいま議題となりました外務省關係ボツダム諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、一括して、自由黨を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。

○仲内委員長 起立少数。よつてただいまの成田君提出の修正要求の動議は否決されました。佐々木盛雄君。

○佐々木委員 私はただいま議題となりました外務省關係ボツダム諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、一括して、自由黨を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。

○仲内委員長 起立少数。よつてただいまの成田君提出の修正要求の動議は否決されました。佐々木盛雄君。

○佐々木委員 私はただいま議題となりました外務省關係ボツダム諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、一括して、自由黨を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。

○仲内委員長 起立少数。よつてただいまの成田君提出の修正要求の動議は否決されました。佐々木盛雄君。

○佐々木委員 私はただいま議題となりました外務省關係ボツダム諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、一括して、自由黨を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。

○仲内委員長 起立少数。よつてただいまの成田君提出の修正要求の動議は否決されました。佐々木盛雄君。

○佐々木委員 私はただいま議題となりました外務省關係ボツダム諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、一括して、自由黨を代表いたしまして、賛成の意見を申し上げます。

さらに第二点は、ただいま継続中の日韓會議に關連して私が質問したことに對して、政府側におきましては、朝鮮人の永住許可の申請は、平和條約発効後二年以内にすればよい、從つて永住許可を受ける者も、しからざる者もおおむね三年間は國籍のいかんを云々されることなく、一応在留することが許されるであらうとの答弁でございまして、政府の再三にわたる説明によりますと、日本に長年居住し、道法精神もゆたかで、善良な朝鮮人並びに台湾人に付しましては、好意ある便法が講ぜられるといふことはつきりと答弁があつたところでありました。從つて本法案をながめまして、この法案の底に人道に反するとか、世界人權宣言の趣旨に反するとかいうような点が少しもないとわれ／＼は信するわけであり

ます。私どもはアジア諸民族との善隣友好關係を心から祈念してやまないものであります。しかしまたわれ／＼は同時に良識ある國民は法秩序と社会秩序というものを絶対に守らなければなりません。この際私は特に申し添えておきたいのであります。この両法案の審議にあたりまして、外務委員会であるいは委員長あるいは委員に對して無数の電報郵便等によりまして、平和條約発効とともに國籍を離脱することになつております人たちが陳情が寄せられたのであります。私たちはそれらの人たちの心情に思いを寄せますときに、まことに御同情にたえないものを感じるわけでありました。しかしながらそれらの陳情陳願の中には、不穩の言辭をもつて議員を脅喝するものがあつたわけでありまして、日本國の國會におけるところの議員の自由の論議

また、日本に長年居住し、道法精神もゆたかで、善良な朝鮮人並びに台湾人に付しましては、好意ある便法が講ぜられるといふことはつきりと答弁があつたところでありました。從つて本法案をながめまして、この法案の底に人道に反するとか、世界人權宣言の趣旨に反するとかいうような点が少しもないとわれ／＼は信するわけであり

また、日本に長年居住し、道法精神もゆたかで、善良な朝鮮人並びに台湾人に付しましては、好意ある便法が講ぜられるといふことはつきりと答弁があつたところでありました。從つて本法案をながめまして、この法案の底に人道に反するとか、世界人權宣言の趣旨に反するとかいうような点が少しもないとわれ／＼は信するわけであり

に對し、脅迫をもつて本法案の審議を妨害しようとする意圖が一部にあつたといふことは、私は東亞民族の善隣友好を新念する立場からも、あるいは国会の尊嚴擁護の立場からも、まことに遺憾と存する点を特に強調しておきたいのであります。平和條約の発効によつて國籍を離脱することになつております諸君の大多數のものはかつて日本國民でありました。われ／＼と苦案をともにし、ともに信じ、ともに相助け、参つたところの信すべき同胞であります。従つてこれらの人たちはおそれく違法精神に徹しました良識ある人たちであると信するわけであります。これらの人たちが良識と違法の精神に立つ限りにおいては、政府再三の言明にもありますごとく、きわめて友好的なきわめて好意あるあらゆる措置を講ずるといふことが、この両法案の底を流れておる精神であらうと考えます。

ただ私は最後に、この法案成立の上は、政府におきましては先ほど幾たびか言明しておりましたように、無用の混乱を回避し、善隣友好の關係を保持するのみならず、さらに進んでこの善隣友好の關係を緊密にするというような立場からも、本法の運用に遺憾なきを期し、もつて東亞民族の親善と繁榮の上に寄與されるよう、特段の注意をされることを特に申し添へまして、本法案に賛成の意を表するものであります。

○神内委員長 山本利壽君。
○山本(利)委員 私は改進黨を代表いたします。ただいま議題になつておりますボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案並びに外國人登録法案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

近頃わが國は講和條約の発効を見まして獨立國となるわけでありましたが、獨立國が自國にとつて好ましからざる者の入國を制限したり、また一旦入國を許可した者に對しても、治安を亂す者等に對しては送還する等のことは國際通念であり、またその取扱ひに關してもすでに國際的慣例が樹立されておるのであります。こゝういふ法案は獨立國となるからには、いづれの國といえども必ず持つべきものでありまして、わが國も獨立に際して必要な法案であるといふ点が第一点であります。

さて、こゝにわが國においては、近く連合國最高司令官の入國許可權が停止され、あるいは新たに日本籍を離脱せんとする朝鮮人、台灣人の問題があり、さらに北緯二十九度以南に本籍を有する人々の渡航の制限に關する問題があり、いづ／＼な關係があります。この法案の審議にあたりまして、多くの委員は、善良なる朝鮮人、台灣人あるいは中国人その他がいて追ひ返されるのではあるまいかといふ点が非常な懸念であり、論争の中心であつたと考へるのであります。その点に關しましては、岡崎國務大臣以下政府委員からい／＼な答弁があり、ことに本朝來の答弁によつて、今までの疑問の点がある程度明確になつたと思ひます。それにもかかわらず、なお政府がこの法律の適用にあたつていかうなごまかしをするであらうかといふ懸念を持たれるといふことにつきましては、今日までの現内閣の諸政策においては、すこぶる反動的な処置が多かつたといふことを世間の人が認めておるからではないかと思ひるのであります。

でありますから、この朝鮮人あるいは台灣人等の処置に關しまして、特に送還等の問題につきましては、非人道的な処置がないように、繰返しこの点を強く要望するものであります。

さらにいま一つは、この二十七年年度の予算案を見ましても、一億六千万円という多額の費用が不法入國者の收容並びに送還のために組まれておるのでありますけれども、今日までのこれらの取締り及び取扱ひについて考えますのに、同一の人間が繰返し不法入國をしておるといふ事實が多いのであります。これらのことは相手國において受入れの手段及び設備に非常な不備があるといふこと、及び相手國の政府における責任觀念の稀薄といふことも考へられるのでありますから、わが國內の法律を制定すると同時に、この取扱ひに對しては相手國の政府においても嚴重に、わが國の法律の効果を上げるように交渉していただく必要があると考へるのであります。さらに場合によりましては、わが國のそれらに對する費用の分担をも要求し得るのではないかと考へるのであります。

第三には、敗戦の結果わが國の國民が朝鮮、台灣その他から全部引揚げておるのであります。それなのに多數の外國人が内地に平穩に住むといふことは、領土が狭く人口の多い日本として、いかなるものであらうかといふことと對して、多くの國民は疑念を持つておるのであります。しかしながら實際の問題として、人道、經濟上あるいは現在の國際關係から申しまして、

六十數萬の外國人を全部送り返すといふことは不可能な状態にあります。こゝにおいて私が強く要望したいところは、將來において日本の國民もまた、今後日本にその國の人々を定めおく限りにおいては、最小限度それだけの數の者はそれらの國々へも居住を許さるべきであるといふ方向に向つてあらゆる會議、たとえば日華會議であるとか日韓會議であるとかいふ機會をとらえて、わが政府は十分な主張をしていただきたい。將來日本人が眞の民主主義的な文化國家の國民として海外に發展し得る第一歩を築いていただきたい。

これらの点を要望いたしましたして、改進黨は本案に賛成するものであります。

○神内委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 私はただいま議題となつておりますボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案並びに外國人登録法案に對し、社會黨を代表いたしましたして反對するものでござい

私どもは、この法案の目的とする外國人の本邦への出入國を規制する法律には、獨立國としての尊嚴を保つ上におきまして反對するものではございせん。ただ今日この法律の対象となる人たちは、在日一般外國人の全部ではありませんが、何と申しまして、數の多い朝鮮人と華僑の人たちがおもな対象であることはいかなるものかと思ひてございします。ところがこれらの人たちは、終戦前から居住しておる華僑の方の四萬五千名、朝鮮人六十萬名でありまして、中にはすつかり日本の風俗習

慣になじみ、また日本婦人をその妻として、その子供は朝鮮あるいは中國へは一度も歸つたこともない、ましてや言葉も日本語のみ話すといふ人も多いのであります。ことに朝鮮の人たちはかつては日本人として取扱われており、また戦争中は徴用もせられて参りまして、日本に極力して來た人たちもたくさんにございします。ところがこの出入國管理令の内容を見ましたとき

に、何らこれらの人たちに對する考慮が拂われていないのでございします。もちろんこれらの人たちの中には、終戦後のどさくさにおきまして、日本人に對していろいろの迷惑をかけた人もたくさんあつたことは私も認めます。また私個人といたしましては迷惑をかけたこともございします。しかしこれは個人の問題であり、また何がゆゑにこれらの人々がそのような態度、すなわち社會惡を犯すようなことになつたかの原因も、十分同情して考へてやらなければならぬと思ひるのであります。かつ將來のアジアの親善という立場から考へましたときに、今ここに苦しんでおる朝鮮、中國の人たちに對して十分な考慮を拂ひ、朝鮮が統一され、中國が一つに統一するまで、大きな愛情のある對策が立てられなければならないと思ひてございします。ことにこの法令を見ましたときに、日韓條約の成行きによつて、朝鮮にいわゆる國籍を有する者が路頭に迷ふかもしれないといふ不安が多分にあるのであります。この日韓會議によると、すなわち韓國籍のある者は比較的案に永住許可權を得られますが、朝鮮國籍にある者は非常に不利であるといわれております。政府はこれに對しましては、日

韓合議の内容はまだわからないの一点張りでありまして、とき／＼の政府の答弁によりまして、このことはおわされていゝのであります。もしこれが事実だといふならば、このように他國人に對しての国籍の干渉をすることはあまりに行き過ぎた行動であり、中国あるいは朝鮮の今日の悲劇の中からは統一を望んでいる人たちの氣持を、あまりにも踏みにじるものであると思ふのであります。政府の答弁によりまして、戦前からある善良なそれらの人たちに對しては十分考慮し、かつ不安なきやうにすると言われているのであります。この法令を讀んだ人は、だれもその意味をくみとれないのみか、かえつて不安を覚えるのであります。従つて政府にその好意があるといふことは、その意味のことと一條加えることによつて、今や不安におのゝけている六十萬余りのこの法令の對象となる人に安心を與へることになるでしようし、またそれに対する感謝の氣持でこれらの人たちは必ず日本の国内法を遵守し、日本に協力を惜しまないことを私は信ずるものでございます。そういう意味におきまして、私は強くこの点をこの法案の中に明記することを要求するものであります。

わが日本は、国土の四割強を失ひ、狭い国土に民族の苦惱を續けております。隣國の朝鮮及び中国におきましては、二つの政権が抗争を續け、朝鮮、中国民族、ともに民族の苦惱の限りを盡してあります。アジアにおける先進國といわれたこれらの國々の民族的統一の悲願は、西欧におけるドイツ民族と同じやうに、單に政治的な思想にばかり取扱ひがたいものがあると

思ふのであります。日本民族自身が領土を失つて、將來海外への飛躍なしに生きて行けないという現状に追い込まれていゝる際に、これらの隣接民族の苦惱に對しては満腔の同情者でなければなりません。その意味におきまして、私は政府にもつと少数民族及び傷つける民族に對する保護並びに人道的立場に立つての処置を講ずることを警告して、この法案に反對するものであります。

○仲内委員長 林君。

○林(昌)委員 私は日本共産黨を代表して、ただいま議題になつておる出入國管理令と外國人登録法について反對をするものであります。

まず第一に考えなければならぬことは、一体出入國の管理といふことは、これは新たに日本の國に出入りする人々を取り締まるのが本来の建前であります。ところがこの法案によりますと、明治以來何十年の間日本人として日本に居住し、日本人を妻とし、風俗や習慣もまた日本人としてかわりない生活をしまつた朝鮮の諸君、台湾の諸君を、にわかに外國人として取扱つて、これを新たに日本の國に出入りする外國人と同じ條件によつて管理し、これに該當しない者は強制的に現在戦亂のちまたになつておる朝鮮または台湾に退去を命じようとしておるのであります。これはまづたゞ人道上からいつても、実に苛酷きわまる處置であると思ふのであります。

それから政府はどうしてこのやうな不当な強制退去をしなければならぬのかと考へてみますと、今や朝鮮や中國の諸君は、長い間の植民地政策から立ち上り、婦人や子供までが統をとつてこの植民地政策のきずなを断ち切つて、偉大な中華人民共和國あるいは朝鮮人民共和國の民族獨立の政府の樹立を達成し、また達成しつつあるのであります。従つてこの民族獨立の意識に燃え盛つておることは、おそらく日本の諸君に劣らないどころか、むしろこれにまさるものがあると思ふのであります。ところがこのやうな民族意識に燃え上つておる中國や朝鮮の諸君が日本に六十萬もいるといふことは、このことは第一に日本の反動的な諸君並びにこれをあやつつておるアメリカの支配勢力にとつては、はなはだ目ざわりになるのであります。大体このたびの行政協定によりますと、これは明らかに日本がアメリカの植民地になるのであります。朝鮮や中國の諸君に同情々々といふ言葉を先ほどから聞きますが、むしろ同情されるのは日本が同情されなければならぬ立場に立ち至つておることは否定できないと思ふのであります。ところがこの日本の植民地化政策にとつて、この民族意識に燃え盛つておる諸君が、はなはだ目ざわりになつて來たといふのが、アメリカの支配勢力であり、これと結びついたほんの日本の一部の反動勢力だと思ふのであります。この在日朝鮮人、台湾人の諸君を日本から追い出して、しかも急がし行つたことには、これまたアメリカのまつたく手先である蔣介石とか李承晩の手に送りつけて、ここで投獄か――

か、このやうな彈圧によつて何とか料理させようとするのが、この法案の陰險きわまるのであります。このことはヒトラーがユダヤ民族をドイツから追放した、このヒトラーのユダヤ民族政策とまったく同じであります。これこそ、治安立法によつて共産黨とかその他の國內の民主的な諸勢力を彈圧し、おる吉田内閣の政策と相まつて、まづたゞ最近の吉田内閣のファシズム的政策の最も露骨な現われといわざるを得ないのであります。問題はそればかりではないのであります。一体出入國管理令によつて新たに外國人として取扱われる中國の諸君、あるいは朝鮮の諸君が、あらためて日本で外國人登録をする、あるいは永住の許可をとるというためには、これは国籍の証明を必要とするのは當然なのであります。要するにこれは、この国籍の問題が必ず將來問題になることは否定できないと思ふのであります。ところが今朝鮮の人たちは、圧倒的な支持を得ておる朝鮮の人民共和國、あるいは少くとも朝鮮の諸君は統一した政権を望んでおる。ところがこれに反して、朝鮮にはアメリカのまつたく傀儡政権と化しておる李承晩政権がある。このやうに對立した二つの政権がある。また中國には、實質的に明らかに中國全土を統治しておる、また中國の全人民から支持されておる中國人民共和國、一方五億ドルの予算のうち四億ドルまでがアメリカの援助を受けておるやうな台湾の蔣介石政府が残存グルーブがあるのであります。しかるに日本の吉田政府は、これまた御主人たるアメリカの――によつてでありまして、よくいへば、ことに好んで中國人民共和國、朝鮮の人民共和國を――として、アメリカの――の子供である蔣介石や李承晩と外交交渉を持ち、さらに最近では相互に安全保障とりきめ

すらしよとしておるのであります。一体この在日中國あるいは朝鮮の諸君で、實際中國の人民並びに朝鮮の人民が圧倒的に支持をしておるこの兩人民共和國を支持しておる諸君に對して、どういふ国籍の証明をとらせようとするのか、どういふ機關によつて登録の事務をとらせようとするのか、これは明らかに吉田内閣が蔣介石と李承晩との外交交渉において、將來安全保障とりきめをするといふことを既定方針としていゝる以上、いかなる小細工を弄し、いかなる口先だけで弁解しようとするのか、それは不可能であることは否定できないと思ふのであります。そうしますと、それによつて李承晩あるいは蔣介石政権を支持しない諸君は、何らかの口実のもとに、あるいは登録令に違反するといふやうなことを理由として、台灣あるいは南朝鮮に強制送還を受け、これらの政権によつて彈圧されるといふことは火を見るよりも明らかだと思ふのであります。このことは明らかに国籍選択の自由を蹂躪するものであります。また世界人權宣言による国籍選択の自由あるいは政治的壓迫者に對する保護の國際的な義務を蹂躪するものだと思ふのであります。吉田内閣は、國內においては今や憲法を蹂躪して再軍備を着々と進めていゝる。先ほどのやうに違法精神、違法精神と言つておられますけれども、憲法を蹂躪して再軍備をしていゝる吉田内閣こそがまず違法精神を体得しなければならぬ。これらの朝鮮や台湾の諸君に對して違法の違の字も私は言う資格がないと思ふのであります。ところがこの吉田内閣がさらに國際法あるいは國際的な義務を蹂躪して、この民族の彈

臣をしようとしていると思ふのであります。ところがさらに韓国籍あるいは日本籍を、吉田内閣並びに李承晩、蔣介石の共謀によつて、この国籍を登録させて、しからばそれがどうなるか。これは明らかに韓国の国内法によつて軍事的な徴用をする。軍事的な徴用をして日本で軍事的な訓練をして、これを韓国に送り届けるという事は、これは否定できないと思ふのであります。従つて要するにこの両法案を通すことは、朝鮮の諸君の悲願であるところの朝鮮の統一政府をつくるというところに逆行するのみではなくして、朝鮮の内乱にさらに火をつける役割を果たすと思ふのであります。従つて私はこのような点から言つても、本法案については、絶対賛成できないのであります。

泣く泣く家族やあるいは自分の親戚の者と切り離されて無慈悲に日本に連れて来られたのであります。これがまだ日本に來ている人たちは多いのでありますけれども、何十万という人たちが、南洋やあるいはフィリピンやあるいは満州にほとんど軍人と同じ形で強制的に連れて行かれた。また日本に連れて来られてゐる人たちは、土方だとか沖仲仕だとか炭鉱だとかいろいろな、最も條件の悪い奴隷的な労働条件のもとで、たゞ部屋に收容されて死ぬよりはましだという奴隷的な強制労働でこき使われて来たのであります。これに不平を言つたり反抗する者は、武器を携帯した特攻隊の労働係によつて検問所で取調べを受けて、ある者は投獄され、ある者は戦場の壁ぎわで射殺されて来た。あかつきに祈る式の凍死事件のごときのような待遇は、朝鮮の諸君にとつてはまったく日常の茶飯事であつた。また中国人の捕虜労働者に至つてはあの花岡事件でも明らかな通り、九百幾名も連れて来た中国の捕虜が四百何人か虐殺されてゐるのであります。しかもわれわれは、このように戦争中にさん／＼搾取に搾取を重ね、虐待に虐待を重ねて来たこの諸君、この諸君に対して終戦時に日本政府や資本家は一体どういう処置をとつたのだ。工場や炭鉱で資本家の諸君はこの諸君が積み立てた積立金すらほとんどとれない。帰国の旅費すら拂つてくれない。こういう状態に追いつた人だから追い出されるということになつたら、この貧乏にした責任はだれが負う。明かにわれわれは、この中国

の諸君や台湾の諸君が貧乏人だから追いつ返す、送還するということなどは削除するのが当然だと思ふ。こういう意味から、むしろ日本政府自身が責任を負わなければならないことを朝鮮や中国の諸君に責任を負わせて、貧乏だから強制送還する、戦乱のちまたになつてゐる本國に送り返すということだ。こういう意味で、われわれはこの点からも絶対にこの法案に反対するのであります。(発言する者あり)しかもその佐々木君や菊池君が属してゐる吉田内閣は、アメリカ人には何をしろるか。軍人、軍属、家族、土産屋からやみブローカーまで、全然日本の出入国管理令もあるいは外国人登録令も適用せられて、向うの証明だけでまるで自分の国みたいな大きな顔して歩かせるじやないか。アメリカ人にはこういうことをさせておきなから、日本人の血を受け、われわれの同胞を妻としてゐる諸君には、貧乏人だから送り返すということはいくらも言えたものだ。われわれはこのような非人間的な法案には絶対反対するのであります。むしろわれわれは吉田内閣こそが、國際的な義務に違反し、中国四億五千万の人を敵にまわし、朝鮮二千万の民族を敵にまわす吉田内閣こそが國際法に違反し、このような法律をつくる吉田内閣こそが、アメリカに強制送還さるべきだということを私は結論として申し上げて、この法案には絶対反対するものであります。

○内閣委員 成田知巳君。
○成田委員 私は日本社会党第二十三控室を代表いたします。ただいま提案になつております両法案に対して反対の意を表するものであります。本法は形式的には昨年十一月一日より施行されておりますが政令に基く出入国管理令を一部改正して法律として存続する法案であります。本法の内容は、わが國へ、またはわが國よりの外国人の出入りを管理するものであるという名のもとに、實際は吉田内閣が昨年の一地方政権にも値しないような台湾の蔣介石亡命政権、朝鮮の李承晩亡命政権と——して、日本に居留する朝鮮人、中国人を強制送還し、これらの腐敗墮落の政権の支配下に置かんとする陰謀法案であるということをまず第一に指摘するものであります。

本法を審議いたしておりますが、私たちが思ひ出したことはかの大正十二年の関東大震災のときに阿鼻叫喚の騒動の中で、政府並びに軍部は朝鮮人が暴動を起した、あるいは放火したというやうなデマを飛ばして、罪のない幾万の朝鮮人を銃剣の先にひつかけたあの悲惨事を思い出すのであります。本案は銃剣で朝鮮人を突き殺すものではあるまいが、日本内地に居住する六十万の朝鮮人と四万の中国人を、戦乱のさ中にある朝鮮と治安の極度に乱れております台湾に法律の力で強制送還し、事実上死地におもひかしめんとするものであります。関東大震災当時の残虐行為以上の——を法律の名において行わんとしているものであります。まさに朝鮮人等の大量——法案であるとしても間違いないと思ひます。政府は委員会の質疑応答でこう言つております。日本に長年平穩無事に住んで来た善良な朝鮮人、中国人を強制送還するやうな意圖は持つていない。しかしながら政府の言う善良というのはいかなるものであるかという問題であります。現に吉田内閣は憲法に保障されております労働者の基本的権利である罷業権を行使して、みづからの生活を守らんとしている労働者諸君を不逞の徒呼ばわりしてゐるのであります。このような政府の感覺をもつてすると、吉田内閣の相棒であり兄弟分でありまゝところの蔣介石、李承晩政権に反対する中国人、朝鮮人は、すべて好ましからざる人物、善良ならざる人物として強制送還にせられることは火を見るより明らかであります。現在日本に居住する朝鮮人、中国人は、ごく少数の例外を除きまして、終戦前から引き続き日本に居住し、生活も日本人と同様の生活をして、日本人と結婚し、その間に子までなしてゐる人が多数あるものであります。かくのごとき人々が本法律によれば、反蔣介石、反李承晩であるという事実だけで、南朝鮮あるいは台湾に無理やり強制送還させられるやうに仕組まれてゐる。現に管理令第二十四條によりますと、外務大臣が日本國の利益または公安を害する行為を行つたと認定した者は、強制送還し得ることになつておりますが、この條文の適用いかんでは、現在日本は李承晩政権を統一政権と認め、これと親善の交わりをしようとしてゐるが、この李承晩政権に反対する者は日本國の利益を害するものである、こういう解釈のもとに強制送還される場合が予想されるのであります。これはほんの一例です。第二十四條は、一方面的な政府の取扱いで、好ましからざる人物として、多数の朝鮮人あるいは中国人が強制送還できるように仕組まれてお

りますが、さらに問題は、長年日本に居住する朝鮮人、中国人が従来通り日本に永住しようとする場合、管理令の定めるところにより入国管理庁長官に国籍証明書を提出して許可をとななければならぬ。しかるに現在日本に在る朝鮮、朝鮮の代表部といふのは、実は中国、朝鮮のすべての民衆によつて認められ、中国、朝鮮の全域にわたつて統治権を行使している正統政府ではなく、一地方政権にすぎない。その蒋介石政権、李承晩政権の代表部なのです。これらの代表部に対して、現在日本に居住する朝鮮人あるいは中国人が国籍証明書の下付申請を行うはずはありません。たとい下付申請をしたとしても、これらの代表部が自分たちに反対する人々に国籍証明書を提出するはずがない。朝鮮における北朝鮮、南朝鮮両政権の存在、中国における中共政権と蒋介石政権の対立という現実を無視して、一方の政権代表部の発行する国籍証明書を要求するということは、人権宣言にうたわれておりますところの国籍選択の自由を奪う暴挙である。

〔発言する者多し〕

○仲内委員長 静肅に願います。

○成田委員 もじ政府にして、ほんとうに長年日本に居住する中国人、朝鮮人を日本に永住せしむるとの誠意を有しておるならば、現下の朝鮮、中国の事情に照らしまして、簡明直截に、国籍証明書の添付なくとも、長年日本に居住していたといふこの事実の証明だけで永住許可を與えられるべきである。ところが政府は與えろと言つていない。岡崎國務大臣は便宜の措置を考へると言つておるが、問題がこの点に據つて来ますと、言を左右にして私たちのこの要求を入れようとする。この当然の要求

を拒否しようとするところに、一つの隠された意図がある。すなわち在日朝鮮人、中国人に国籍証明書をあくまでも要求し、これを提出せざる者は、外国入登録令違反にひつかけて南朝鮮、台湾に強制送還せんとする意図が隠されておる。これを岡崎國務大臣は便宜の措置として、国籍証明書はまつたく形式的、機械的な手続で駐日代表部に申請すれば簡単にとれるようにしたいと答へておる。もし岡崎氏が、そんなことで問題が解決されるとまじめに考へておるとしたならば、岡崎氏は、李承晩政権あるいは蒋介石政権の駐日代表部と、在日中国人あるいは朝鮮人との関係がどんなものであるかということについて、まつたく無知であるということとをみずから告白しておると思つておられます。在日朝鮮人、中国人の大多数は、駐日代表部はにせ政権の出店であるとし考へていないのであります。また事実その通りなのであります。そのため現在においても祖國の独立を思い、祖國の統一を欲し、眞に祖國を愛する朝鮮人、中国人は、これら代表部から事実上保護を受けていないだけじやなしに、あらゆる形で迫害さへ受けていることは周知の事実なのです。こんな代表部に対して、どんな簡単な機械的な手続にして、国籍証明書を求めて容易に入手できるはずがない。現に日本政府自身でさえも、モスクワ會議出席のための旅券の申請に対して——これはまつたく機械的形式的な手続であるが、発行を拒否しているのを知らないはずはない。知つていてもためにするところがあつてあえて知らないふりをしてるのであります。本

法案が成立施行のあかつきには、現在政府が、また自由党の諸君がいかに否定しようとも、近い将来に日の善良な朝鮮人の多数が戦亂の南朝鮮に強制送還されて、彈丸として朝鮮戦線にかり出されるというよりは明らかな事実であります。まさに政府は本法案の形で大量の朝鮮人に——の宣告を與えようとしておるのではありません。今や朝鮮人の憤激は極度に達していると思つておられます。もしこれがために各地に騷擾が起るようなことがありましたならば、その責任はかかつて政府並びに自由党の人たちにあるということを断言しておきます。

今回のサンフランシスコ平和條約の締結、さらに近き締結を予想されております日韓、日台兩條約は、いよいよ日本をアジアの孤兒にしようとしておる。この悲しむべき事態のもとにおいて、日本人がアジアの人々と友好關係をとりもどし、善隣外交を行つて行くといふた一つの残された道は、現在日本におりますところの在留中の國人あるいは朝鮮人を初めとするアジアの諸國民とお互に手を取合ひ、助け合ひ、お互いに深い信頼關係において結ばれて行き、このようにしてつちかわれた信頼關係を基礎にして、初めて日本人は將來アジアの民衆と広く手を握ることができるようであります。しかるに政府の自主性のない政治、アジアを忘れた外交政策は、この唯一の残された道さえも本法案によつてとぎさうとしておるのであります。戦時のかゝる軍閥政府は、日独伊軍事同盟を締結して、無謀なる戦争をやつて今日の悲境に日本を陥れたが、吉田内閣は、サンフランシスコ平和條約の必然の結果

として、日独伊軍事同盟と同じように、李承晩政権、蒋介石政権と條約を結んで、再び日本を戦争に追い込もうとしておる。まさに歴史は繰返されんとしておるのであります。

以上述べました通り、本法案は、日韓、日台兩條約に連なりまして、この兩條約を背景にして、朝鮮人、中国人を初めとするアジア人と日本人を敵對關係に陥れて、日本人を永久にアジアの孤兒にしようとしておる法案でありますがゆゑに、私たちは断固反對するものであります。

○仲内委員長 黒田壽男君。

○黒田委員 私は労働者農民党を代表いたしましたして兩法案に対して反對をいたします。反對の理由をいたしまして、戸叶委員、林委員及び成田委員の反對理由とせられたところをそのまゝ私は援用したいと思ひますが、なお多少私の考へをつけ加へさせていただきます。

元來出入管理令はポツダム政令であります。占領下の法令たるにおいてがはなはだ濃い法律であります。政府の言うところを開けば、講和條約が成立して日本は一應獨立國になるといふ。そういう状態に達しましたときには、占領時の法律というにおいがいつまでもたゞたうといふような法令は、できるだけ排して行かなければならぬ、こゝういふ心構へであるべきだと私も考へます。新たに獨立した國の國民の氣持で、新法律を構想すべきであると私も考へておるのであります。しかるにポツダム諸政令に対する政府の態度を見ると、私どものこの考へ方とは、どうも逆の方向に向つて進んでおるようであります。ことに、こ

の管理令が昨年の十月に制定発表せられましたのを見ましたときに、私どもは非常に驚いたのです。実に乱暴な法律であると考えました。これは私ども日本人が考へただけでなく、この法律の適用を受ける中国人あるいは朝鮮の人々に、非常に大きな衝動を與えました。その後國會の有志議員は、各派超黨派的に連絡をとりまして、將來これが立法化される場合には、國會の承認を経ないでポツダム政令で出されたこの惡法の内容を、大きく改正したものとして政府が御提出になるよう努力しなければならぬ、こゝういふ申合せもし、またこゝういふ氣構へで私どもは努力して来たのであります。おそらく外務當局には、この政令について私どもがどういふ点にどういふ問題があると主張しておるかといふことは、よくおわかりになつておつたことと考へます。ところが今回提出されたこの法律案を見ますと、ポツダム政令の内容そのまゝを法律化するといふだけのものであります。しかもその上に改正せられた点を見ますと、永住權に關して相當脅威になるような條文がつけ加へられておるのであります。これは占領中の法令をそのまま占領終了後も生かすといふやり方でありまして、こゝういふ立法の制定の仕方なされる政府の氣持が私にはわからぬ。どうも吉田内閣なり與黨の諸君は占領後けをしておると思ふ。諸君は占領後けをしておると思ふ。諸君は占領中に外國に押えられていたり、外國にたゞつていたりなどしたその氣持からまだ抜け切つていない。まことに情ないことである。獨立するといふ氣持が少しも回復されておらぬように思われ

る。そういう気持がこの法律案の中にも現れておる。ポツダム政令をそのまま法律化しようという気持の中に、あわれむべき奴隷的根性が現われておる、私はそう思う。非常に情なく思う。ことに両法律案は外国人の権利に關係するものでありますから、日本人に關係する法律が、日本国憲法によりまして基本的人権を尊重したものでなければならぬと同様に、人権と基本的人権とに關する世界的な憲法ともいふべき世界人権宣言にのつとりまして、外国人の人権と基本的人権を十分に尊重した内容のもので、この両法律案はなければならぬと私は考えておつたのであります。ところがそういう私どもの考えから見ると、全然その趣旨に反しておるように思われます。

第一に、外国人に対する人権と基本的人権の尊重という点につきましまして、世界人権宣言の精神に反しておる。民族のあるいは政府的信條等の差別によりまして、人権及び自由に關し、差別待遇を與うべきではないというその大精神に私は反しておると考える。ことにその最も露骨に現われておりますのは、強制退去に關する部分であります。退去の理由としたものを見ますと、言論、集会、結社等の自由に關する抑圧があり／＼と現われております。ことに今日も問題となつたのであります。第二十四條に退去の理由を列挙いたしております。その中で第四号のヨのごときは、「外務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」は、強制退去の理由あるものとされることになつております。岡崎國務大臣は私のこの意見に對しまして、日本国の利益または公

安を害する者を日本から放逐するのはあたりまえではないかとおつしやつた。それだけのことなら私も同感であります。問題はそんなところにあるのではない。そういう者と認定するその認定の方法が、一外務大臣がかつてにその認定をやるというふうなことになる。おる。それが私は人権の侵害になるというのです。日本の公安と利益を侵害する外国人に日本にいてもいたくないというのには、私も日本としての當然の氣持である。けれども一行政官たる外務大臣の簡単な認定によつてそれができるといふのは間違つておる。(どこでも「そうだ」と呼ぶ者あり)どこでもうであるならば、どこでも間違つておる。間違つておることは私もよく承知にならう必要はない。かようなわけで、私は退去の理由としたものの中に、非常に基本的人権に對する侵害が現われておると考えます。それからその理由に關する審理の方法及び退去の強制執行の方法の中に、また前述のものに劣らぬ人権蹂躪の内容の條項が盛り込まれておると私は考えるのであります。あるいは容疑者に対する臨検、捜査、押収、收容等の手續に自由と人権の抑圧がある、人身保護法に對して認められております違法拘束請求権というやうなものに對する蹂躪を、この中ではつきりと認められるやうな、そのやうな規定になつておると考えるのであります。政府はこの種の事案は犯罪として取扱うのではなく、退去という行政処分として取扱うにすぎない、こ

ういふ理由と口実のもとに審理手續を行政官の専断にゆだねてしまつておるのであります。一たび行政官によりまして退去の理由ありと認められたとき

は、この決定に不服であるとしてこれを裁判に出しまして、強制執行を停止する効力はない。かりに裁判所が特別の理由があるとして、退去の強制執行の停止をしようとしたとしても、總理大臣が異議を申し述べた場合には、その總理大臣の異議に従わなければならないといふことになつておる。結局行政官の認定で、私も日本の裁判でいろいろと審理を受けることとなつておる。國外に追放せられるやうになつておると思つておる。このやうな点から見まして、私は外国人に對する差別待遇があると断定せざるを得ません。

第二には、この法律案ははなはだ非人道的であります。これは先ほどもいろいろと野党の委員諸君が述べられましたけれども、たとえば難民予防法の適用を受けておる難民者を朝鮮に送る、そんなことが現在できるであります。うか、一片の人情を持つておる人間に、さういふ冷血的なことができるものであります。さういふか。難民者というものは、養育所がありますので、有名な光田園長に會ひまして、いろいろこの問題について聞いたことがあるのであります。これは今日日本にもさう多くはないのであります。だからかりに難民者であるやうな場合に、ここにそれが朝鮮に送るやうな場所へ送還するといふのであります。さういふ病気の患者に對する收容施設はほとんどないと思つておる。さういふ国にさういふ患者を送り返すやうなことをいたしますと、その国においでまたこれが伝染し、蔓延するおそれ

がある。さういふ病の毒な病人が、かりに外国人の中にありとすれば、日本の療養所の中に入れて、親切に療養せしむべきであると私は考えます。万が一わが国の國民がよその國に行つて、さういふ病気がなつたからといつて日本に送り返されたとき、日本人はその國の國民に對して、どんな氣持を抱くであります。反對に安らかに一生を送れるやうにしておられるといふあたたい情報を知るときに、私も日本人はその國の國民に對して、どんなに感謝するであります。さういふか。この人情がわからないのであります。さういふか。政府、外務省の役人諸君、興業自由の諸君には、この氣持がわからないのであります。さういふか、どうも私にはあまりにも人間味がなさ過ぎるやうな感じがする。さういふ非人道的なことを平氣で行なうやうな法律案に諸君は賛成されようとしておる、私にはさういふ氣持がわからない。それから精神病についても同様でありますけれども、これはさういふ多く申しません。貧困者についても同様であります。これも先ほど林君が述べられましたから、私は重ねて述べませんけれども、たとえば朝鮮人の諸君に對して、日本人は戦争中にどういふ態度をとつたか、日本人は相當朝鮮人から積極的に日本に貢獻したといふ実績を受けておるはずで

す。われ／＼はさういふ朝鮮人に對して、このことを忘れてはならないのであります。(どこが悪いんだかわからない)とさういふ貧困者であるといふ理由で、その貧困者を追い出すといふことが悪いと言つておるのです。貧困者が存在するといふことが悪いといふ議論をしておるのです。さういふこと

がわからないやうな代議士はよほど頭が悪い。一体興業の諸君は、貧困者だから一概にだめだといふやうな考えを持つておられますけれども、私もさういふことは、政府の責任である、経済組織の責任である。これを考えないで、自分たちは独占資本の利益に奉仕するやうな政治ばかりやつておつて、さういふ多くの貧困者をこしらえておいて、貧困者が外国人である場合に、國外に追い出さうとしておる。このことはそれは、はたして人道的であります。さういふか。さういふ自由のやうなことは本末転倒である、また人間としての精神を全然没却したやうなやり方をしておる。

次に私は送還先の問題につきましまして、これは庇護権の問題と關連いたしまして、世界人権宣言第十四條の精神に反しておると思つておる。これは先ほども他の委員が申されましたので繰返しませんけれども、とにかくこの強制送還の理由及び強制送還の方法について見ますと、それは、世界人権宣言におきまして、私もさういふ重大な侵害になつておると私は考えます。私は庇護権の擁護が世界各國相互の間に、理想的に行われるといふことを、現在ただちに期待することは無理であらうと考える。けれどもこの出入國管理令の中に現れた精神は、單に理想に達しないといふだけならまだよろしいのであります。私から見て、非常に残酷な、冷酷な、人間性の悪い面がはつきりと現れておる。私はさういふ冷酷な、そして尊大な考えを持つて、われ／＼日

本人は、外国人に断じて対処すべきものではないと考えます。

国籍強制の問題は、実は最初から私どもの間に非常に大きな問題となりました。しかし、いざと政府の御意見を承つておきます間に、大分私どもはこの点につきましては、率直に申し述べて来た、そういう御答弁になつて来たと考えます。これは、ただいま外務次官が御出席になつておられますが、率直に申し上げますけれども、最初外務次官の——私の質問に対しては——ごまかせんけれども、最初外務次官その他がご答へになつておつたのを聞いたときは、ほんとうに私どもははら／＼した。どうなるのだろうかと思はれた。私どもの方から根柢を掘り、いろいろと私どもの要求を掲げながら、政府の御所信を承つておりました間に、大分この点につきましては、従来抱いておりましたような心配が薄らぐやうになつて参りました。最初は、国籍を奪われ、あるいは国籍を変更する権利を否認されるおそれがあったのでありますけれども、大分そのおそれがないやうな方向に政府の態度は進んでおります。(全然ない)と仰る者あり全然ないとは私どもはまだ言いきれないのであります。この点私は率直に申し上げますが、しかし、どうか安心の出来るやうにこの上とも進めていただきたいというところを、特に外国人のために要請いたしておきます。

次に一言つけ加えておきますが、私はこの法律案が第一に外国人に対する自由と人権の差別待遇をしておる、第二には非人道的であると申しましたけれども、その上に私がぜひつけ加えておかなければならぬと思ひますことは、單に外国人に対する差別待遇が現れておるといふだけでなく、一辺倒的精神が現れておる、このことであります。これは私は非常に重大な問題であると考えます。このやうな法律が、率直に申し上げますが、現在の吉田内閣の行政官の専断によりまして、自由行使せられるやうになつて参りますと、そこに私は國際的に非常な憂うべき事態が発生しはしないかという心配を心からしておるのであります。現在の政府が公正な態度を持つておる政府でありますならば別であります。吉田内閣の態度は外国に対して公正ではありません。私が先ほど申しましたやうに占領国にたゞのこととは、これはやむを得ないことかも知れませんが、その習慣が性質になつてしまつて、いつまでもある一定の国に一辺倒する。ところがその国が、正直に申しまして、独占資本の体制をあぐま世界に維持しようという国であります。公平に見て世界における民族解放運動、あるいはその他の民主的運動に対する抑圧勢力としての作用を営んでおる国であります。このことは與党の諸君が今気がつかなければ、諸君が死んだ後に後世の歴史家が、諸君がいかにかのつかぬ政治家であつたかといふことを記録してくれるであらう。現在の吉田内閣は非常に一辺倒的でありまして、そしてここにこのことは、最近最もよく現れております。それは、最近における台湾政府を相手にしての、あるいは李承晩政府を相手にしての講和であります。これは日本

人の中でも、——諸君よく考えてみて下さい、常識のある人がほんとうにこれを歓迎しておるであらうでしょう。自由党の諸君、よくお考えください。諸君は占領国でこれに賛成しておられるかも知れませんが、こんなばかんなことはありませぬ。世界の常識ある政治家は、たとへばイギリスなどの進歩的な政治家、それが労働党の政治家でなく、保守派の政治家であつてさへも、世界の進歩的政治家は、日本が現在蔣介石と李承晩を相手に講和條約を結ぼうとしておることが、いかに進歩性のないやり方であるかということは、みんなそう考へておる。それを気がついていないのは亭主ばかりと言つていい。私は諸君がその亭主であるとは考へたくない。冷静に申しまして、李承晩とか蔣介石といふやうな政治家は、イギリス労働党のコールも言つておられますやうに——コールだけではだめだと思ひますが、この二人は世界のにれつきの政治家である。だが公平に見ても、こんな者に……(スティーリンはどうか)と呼ぶ者あり)スティーリンに対する評価はまた別にいたつておる。とにかくこれはれつきの政治家である。こんな者を相手にして講和條約を結んで、日本が独立するとか、東洋の他の国との間に親善關係が結ばれるとかいふやうなことを考へていふ人の気がつかない。おそろく私は日本人の大多数もほんとうに今の政府のやつておることを心から心配しておると思ふ。私は決して諸君の悪口を言つたにこゝろ言つたのではない。こんなばかんなことをして、日本の前途を誤り、そしてアジアにおける進歩勢力に

對して、絶えずその進歩を阻害するやうな役割を日本が勤めさせられることになつたら、まことに私は人類の歴史の上に日本人は不名誉な記録を残すのみにすぎないことになることを憂うるのであります。日本人はかつてあの軍國主義でアジアを荒しまつて不名誉なる歴史をつくつた。それを償ふために、アジア諸國と手をとつて民主的方向に進まなければならぬのに、その反対に、今度はその罪を償ふかわりに、人類の進むべき民主的方向を抑圧する勢力に一切倒して、それと協力して抑圧勢力の手先になる。これは私は実に残念なことであると思ふ。そういうやり方を政府はやつておる。(共產党だ)と呼ぶ者ありこれは私は簡単に共產党の諸君が言うことだといふふりにお考へになるならば、それは認識不足であると思ひます。そうではなくて、ほんとうに心から日本を憂へておる者は、これに気がつかなければならぬ。諸君は、このやうな言い方に対して、それは共產党の言うことだと言ひさえすれば、それは間違つた議論だと大衆は思ふとお考へになつて、そういう演説を地方でなさるかも知れませんが、日本には共產党でなく、健全な常識を持つておる者はたくさんあります。自由党のやうな不健全な一辺倒的與黨に支持せられております政府が、單に外国人に対する差別待遇だけでなく、一辺倒的精神を内包し、ほんとうの意味のアジアにおける善隣友好の精神を阻害するやうな、そういう精神を持った管理令を今回提出しておるのである、私はこゝろ思わざるを得ないのであります。そして私とても常識上出入国管理令を自身が必要であ

る、そういう法律が必要であるといふことは、これを容認するにやぶさかではありませんけれども、この内容ではどうしても私は賛成することができないのであります。これをもつて反對の討論といたします。

○仲内委員長 これにて討論は終局いたしました。

それではボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省關係諸命令の措置に関する法律案及び外国人登録法案を一括して採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立多数。よつて両案は原案の通り可決いたしました。

なおただいまの両案につきましての報告書の作成は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○仲内委員長 御異議がなければ、さうにとりからはからいます。

○仲内委員長 それでは次に移ります。在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案を日程に追加して議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。石原外務政務次官。

在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職

員という。の給與について定めることを目的とする。

(在外職員に給與)

第二條 在外職員には、大使及び公使にあつては俸給、年末手当、在勤俸及び加俸、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、年末手当、在勤俸、加俸及び特殊語學手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基いて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給及び扶養手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五條の規定を除く。)の規定に基いて支給する。

4 在外職員の年末手当は、第三條に規定する場合を除く外、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)の規定に基いて支給する。

(給與の支拂)
第三條 在外職員の俸給、扶養手当及び年末手当の支拂は、当該在外職員が指定する者にすることができ、
(給與の支給方法)

第四條 在外職員に給與(年末手当を除く。)は、特別職の職員の給與に関する法律第八條並びに一般職の職員の給與に関する法律第九條及び第十九條の二の規定にか

わらず、毎月一回その給與の月額(年額で定めるものにあつては、十二分した額)をその月の下旬に支給する。

2 在勤俸及び加俸の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤俸及び加俸を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(在勤俸)

第五條 在勤俸は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に應じて能率を充分發揮することができように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤俸の支給額)
第六條 在外職員に対して支給する在勤俸の支給額は、別表に定めるところに従ひ、在外公館の所在地又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤俸の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。
3 別表に掲げる額は、年額とする。

(調査報告書)
第七條 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その

他在勤俸の額の検討のため必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

2 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを外務人事審議会(以下「審議会」という。)に提示しなければならない。

(在勤俸の額の改訂)
第八條 審議会は、前條の調査報告書その他の資料により、たえず在勤俸の額を検討し、その改訂の必要があると思ふ場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができ、

(在勤俸の額の臨時の改訂又は設定)
第九條 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他の特別の事情により緊急に在勤俸の額を改訂する必要がある場合又は在外公館の増置に伴つて在勤俸の額を新たに設定する必要がある場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時に在勤俸の額を改訂し、又は設定することができ、

(在勤俸の支給期間)
第十條 在勤俸は、在外職員が在勤地(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤俸の支給期間」という。)、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤俸を支給する。

3 在勤俸の支給期間中に在勤俸の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤俸を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤俸を支給する。

5 在勤俸の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤俸は、支給しない。

(職時等特別事態の際の在勤俸)
第十一條 職時等特別事態に際し、一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員には、その地を新在勤地とみなし、その地について定められている在勤俸(その地について在勤俸の額が定められていない場合にあつては、旧在勤地について定められた在勤俸)を支給する。

(加俸の種類)
第十二條 加俸の種類は、配偶者加俸、館長代理加俸及び兼動加俸とする。

2 配偶者加俸は、配偶者を伴う在外職員に支給する。

3 館長代理加俸は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

4 兼動加俸は、兼職を命ぜられて

在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に對し、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一百條第一項後段の規定にかかわらず、支給する。

(配偶者加俸の支給額)
第十三條 配偶者加俸の支給額は、配偶者加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸(館長代理加俸又は兼動加俸を受けている者にあつては、当該加俸を含む。)の支給額の百分の四十に相當する額とする。

(配偶者加俸の支給期間)
第十四條 配偶者加俸は、在外職員が在勤俸の支給期間中にいて、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日)から、当該在外職員の在勤俸の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合)にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤俸の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者加俸を支給することができる。

3 配偶者加俸を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者加俸を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があるとき、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間を限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者加俸を支給することができる。

(配偶者加俸を受ける在外職員の扶養手当)

第十五条 配偶者加俸を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(館長代理加俸の支給額)

第十六条 館長代理加俸の支給額は、館長代理加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の二十に相当する額とする。但

し、その額と当該在外職員の現に受ける在勤俸の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤俸の支給額をこえることができない。

(館長代理加俸の支給期間)

第十七条 館長代理加俸は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなかつた日まで支給する。但し、当該代理期間が十五日未満のときは、この限りでない。

(兼勤加俸の支給額)

第十八条 兼勤加俸の支給額は、兼勤加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の十に相当する額とする。

(兼勤加俸の支給期間)

第十九条 兼勤加俸は、在外職員

が、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在するため又は他の在外公館に勤務するため目的の地に到着した日から、その目的の地を出発する日まで、支給する。

(特殊語学手当)

第二十条 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に、当該在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。

(給與の端数計算)

第二十一条 外国通貨をもつて定められた在外職員の給與を分割して支拂う場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨て

て当該給與を支給することができる。

2 本邦通貨をもつて定められた在外職員の給與を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給與を支給することができる。

(罰則)

第二十二条 この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(国外犯罪)

第二十三条 前條の規定は、国外において同條の罪を犯した者にも適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六條から第十二條までを次のように改める。

第六條から第十二條まで 削除

3 日本政府在外事務所設置法(昭和二十七年法律第 号)の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。

別表

在外公館の種類	号別	大使公使一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二													
		所在国又は所在地	大使	公使	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
在外公館の種類	アメリカ合衆国	一八〇〇	二二〇〇	二二〇〇	八八〇〇	七〇〇〇	六六〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四二〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二七〇〇	二五〇〇	二二〇〇
	カナダ	二四〇〇	二二〇〇	二〇〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六七〇〇	五四〇〇	四七〇〇	四一〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇
	メキシコ	二四〇〇	二二〇〇	九二〇〇	七三〇〇	六四七〇	五四七〇	四八〇〇	四二〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇	一九〇〇
	ブラジル	二四〇〇	二二〇〇	二〇〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六二七〇	五四〇〇	四七〇〇	四一〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇
	アルゼンティン	二四〇〇	二二〇〇	九二〇〇	七三〇〇	六九〇〇	五九〇〇	五二〇〇	四四〇〇	四〇〇〇	三七〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇
	大韓民国	二四〇〇	二二〇〇	八六〇〇	六九〇〇	六〇〇〇	五二〇〇	四四〇〇	三九〇〇	三六〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	一九〇〇	一七〇〇
	フィリピン	二四〇〇	二二〇〇	二二〇〇	八八〇〇	七〇〇〇	六六〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四二〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二七〇〇	二五〇〇	二二〇〇
	オーストラリア	二四〇〇	二二〇〇	九二〇〇	七〇〇〇	六四〇〇	五四七〇	四八〇〇	四二〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇	一九〇〇
	インドネシア	二四〇〇	二二〇〇	二〇〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六二七〇	五四〇〇	四七〇〇	四一〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二六〇〇	二二〇〇

[illegible]

館 総領事		領事館																			
ス イ ス	グ ア チ カ ン	ポ ル ト ガ ル	南 ア フリ カ 連 邦	ニ ュ ー ・ ヨ ー ク	シ カ ゴ	サ ン ・ フ ラ ン シ ス コ	ロ ス ・ ア ン ゼ ル	ホ ノ ル ル	サ ン ・ パ ウ ロ	香 港	シ ン ガ ポ ー ル	カ ル カ タ	ボ ン ベ イ	ジ ュ ネ ー ヴ	ニ ュ ー ・ オ ル リ ン ズ	シ ア ト ル	ポ ー ト ラ ン ド	グ ア ン タ ー	釜 山	ス ラ バ ヤ	
三三、六〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一一、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	八、六九〇	九、三三〇
八、八〇〇	八、三六〇	八、三六〇	七、五九〇	八、八〇〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	八、八〇〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	八、三六〇	六、九六〇	七、四八〇
七、七〇〇	七、三三〇	七、三三〇	六、四七〇	七、七〇〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	七、〇〇〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	七、三三〇	六、〇〇〇	六、四七〇
六、六〇〇	六、一七〇	六、一七〇	五、五四〇	六、六〇〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、六〇〇	六、六〇〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、六〇〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	五、二二〇	五、六六〇
五、七六〇	五、四九〇	五、四九〇	四、八六〇	五、七六〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	五、七六〇	五、七六〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	五、七六〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	五、四九〇	四、三六〇	四、九一〇
四、九一〇	四、六四〇	四、六四〇	四、〇一〇	四、九一〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	四、九一〇	四、九一〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	四、九一〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	四、六四〇	三、五三〇	四、〇七〇
四、〇七〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、一七〇	四、〇七〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	四、〇七〇	四、〇七〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	四、〇七〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	二、六八〇	三、二二〇
三、二二〇	二、九五〇	二、九五〇	二、三二〇	三、二二〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	三、二二〇	三、二二〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	三、二二〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	一、八四〇	二、三八〇
二、三八〇	二、六一〇	二、六一〇	二、〇八〇	二、三八〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	二、三八〇	二、三八〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	二、三八〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	二、六一〇	一、〇九〇	一、六三〇
二、〇八〇	一、八一〇	一、八一〇	一、一八〇	二、〇八〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	二、〇八〇	二、〇八〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	二、〇八〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	一、八一〇	七、八六〇	八、四〇〇

備考

- 一 單位は、アメリカ合衆国ドルとする。
- 二 在台北日本政府在外事務所に置かれる職員に対して支給する在動俸の支給額は、在ニュー・ヨーク日本国総領事館について定めるところによる。

○石原(幹)政府委員 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

昨年九月八日にサンフランシスコにおいて大多数の連合国とわが国との間に署名調印されました平和條約は、い

よいよ近い将来において効力を生ずる見込みであります。この平和條約の効力発生に伴いまして、わが国と諸国

との間には正常なる外交関係が回復いたし、諸外国に大使館や領事館が設置されまして、大公使以下多数の外務

公務員が在外公館に勤務することになるのであります。御承知のように、これらの外務公務

員のうち、大使及び公使は特別職、その他の者は一般職の国家公務員であります。これらの支給いたします給與につきましては、いづれも、他の国家公務員と異なり、外国に勤務するために必要な特殊の給與が必要であり、さらに給與の支給方法等につきましても特例を定める必要があります。反面、他の国家公務員に対して支給している給與中の必要のないものもある次第であります。

従いまして、現在施行されております特別職の職員の給與に関する法律及び一般職の職員の給與に関する法律の特例を定めますとともに、在外公館に勤務する外務公務員に対して支給いたします特別の給與について規定いたします。給與法規の必要を痛感いたし、政府は、ここに在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律を制定し、もつて在外公館に勤務いたします外務公務員に支給する給與を保障いたそうとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○仲内委員長 本案に関する質疑は、次会に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は明後三十一日午前十時より開会いたします。

午後一時五十三分散会

〔参照〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

に関する報告書
外国人登録法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月八日印刷

昭和二十七年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所